

## データの出典（調査、報告書等）

### 1.国勢調査（総務省統計局）

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得るとともに、国民共有の財産として民主主義の基盤を成す統計情報を提供するものである。

### 2.人口動態調査（厚生労働省）

我が国の人口動態事象を把握するものである。

### 3.住民基本台帳人口移動報告年報（総務省統計局）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による届出及び同法の規定により職権で住民票に記載された転入者について集計したものである。

なお、日本の国籍を有しない者は含まれなかつたが、平成25年7月8日以降、日本の国籍を有しない者のうち住民基本台帳法で定めている者については含まれる。

### 4.全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

測量法（昭和24年法律第188号）の基本測量に関する長期計画に基づき、10月1日時点の我が国の面積を取りまとめた技術資料である。

### 5.世界農林業センサス（農林水産省）

国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにするものである。

### 6.農林業センサス〔農山村地域調査〕（農林水産省）

全国の農業集落の地域資源や活動実態を調査し、地域活性化を始めとした各種農林業施策に必要な資料の整備を目的とした実施した調査である。

### 7.市町村税課税状況等の調（総務省）

7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんしたものである。

### 8.経済センサス-基礎調査（総務省統計局）

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としており、事業所・企業の基本的構造を明らかにするものである。

## **9.作物統計調査〔面積調査〕(農林水産省)**

農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付けの実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案並びに行政効果の判定を行うための資料に活用するものである。

## **10.経済センサス-活動調査(総務省統計局・経済産業省)**

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を作成することを目的としており、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにするものである。

## **11.工業統計調査(総務省統計局・経済産業省)**

我が国の工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料となるものである。

## **12.市町村別決算状況調(総務省)**

「地方財政状況調査」のうち、「市区町村の普通会計、収益事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学附属病院事業会計の決算」を集計し、その一部を編集したものである。

## **13.学校基本調査(文部科学省)**

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るものである。

## **14.社会教育調査(文部科学省)**

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにするものである。

## **15.住宅・土地統計調査(総務省統計局)**

住戸に関する実態並びに現居住以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査するものである。

## **16.一般廃棄物処理事業実態調査(環境省)**

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得るものである。

## **17.医療施設調査(厚生労働省)**

病院及び診療所（以下この項目において「医療施設」という。）について、その分布及

び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握するものである。

#### **18.医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省)**

医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにするものである。

#### **19.介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)**

全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るものである。

#### **20.社会福祉施設等調査(厚生労働省)**

全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るものである。

#### **21.国民健康保険事業年報(厚生労働省)**

国民健康保険の事業状況を把握し、国民健康保険制度の健全な運営を図るための基礎資料とするものである。

#### **22.住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)**

住民基本台帳に記録された住民の、毎年1月1日現在の人口及び世帯数並びに調査期日の前年の1月1日から12月31日までの間の人口動態について整理・集計するものである。